

豊島景観百選の位置づけ

景観重要建造物・樹木・公共施設
 ○指定方針（建造物）

- ・地域に親しまれている
- ・地域の歴史や文化と関係が深い
- ・地域のランドマークやシンボルとなっている
- ・地域の新たな景観形成の模範となる
- ・地域の景観まちづくりと関連が深い
- ・道路やその他の公共の場所から容易に望み見える

目的：景観まちづくりへの意識や興味、地域への愛着心の醸成

豊島区景観資源
 ○指定
 【景観条例 第 23 条抜粋】
 地域の個性や魅力を高め、良好な景観の形成に重要な役割を果たしていると認めるものを、指定することができる。

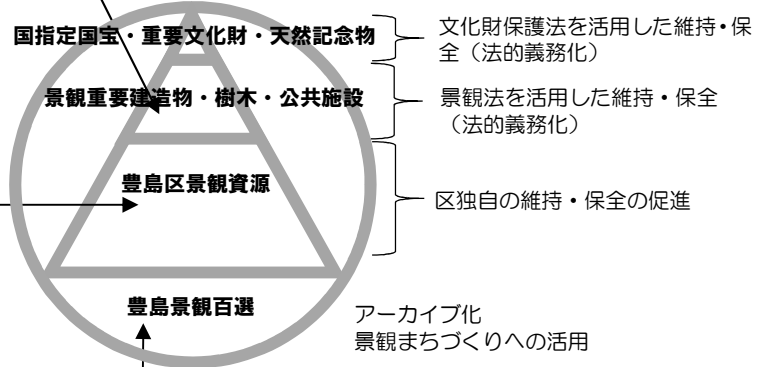
【景観条例施行規則 第 26 条抜粋】

- (1) 公共施設等
- (2) 建築物又は工作物
- (3) 樹木又は樹木の集団
- (4) 祭事、催しその他の行事
- (5) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に重要な役割を果たしていると区長が特に認めたもの

○指定の基準
 【景観条例施行規則 第 26 条抜粋】

- (1) 区民等に親しまれ、地域を特徴付ける景観を形成しているものであること。
- (2) 道路その他の公共の場所から容易に望みされ、区民等が景観資源を共有できるものであること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

○所有者や管理者の同意



豊島景観百選
 ○認定
 【景観計画抜粋】

- ・地域の大切な資源を掘り起こし、新たな魅力づくりにつなげていくため「(仮称) 豊島景観百選」などに取り組みます。
- ・こうした取り組みによって選ばれた資源について、景観まちづくりに活用していくための仕組みづくりを進めます。
- ・「(仮称) 豊島景観百選」などによって選ばれた地域資源について、所有者・管理者などの意向を踏まえながら、「豊島区景観資源」の指定を検討します。

○認定要件（平成 30 年度実施アンケートより）

- ・ゆとりと潤いあるまち並みを創出しているもの
- ・歴史的、文化的な景観に寄与しているもの
- ・人々の生活・営みの魅力が感じられるもの
- ・地域の特性を惹き立てる景観を創出しているもの
- ・その他良好な景観の形成に寄与していると認められるもの

○認定不可要件（平成 30 年度実施アンケートより）

- ・豊島区内の景観（風景・眺め）であること
- ・通り等の公共空間から見えること
- ・公序良俗に反しない事
- ・豊島区景観審議会で不相当と認められたもの

景観資源に関する啓発施策の経緯

- 豊島区アメニティ形成賞
 実施年度：平成 6、7、10 年度
 受賞件数：15 件
- 美しい街並みづくり賞
 実施年度：平成 19～24 年度
 受賞件数：27 件
- お気に入りの景観
 実施年度：平成 28 年度
 応募件数：16 件